

第二十七号議案

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

江戸川区立共育プラザ条例（平成十七年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条第二項を削る。

第五条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に改め、「受けた者」の下に「（以下「利用者」という。）」を、「使用料を」の下に「直ちに」を加え、同項を同条とする。

第八条中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、平成二十三年九月一日から施行する。

（説明）

児童デイサービスを共育プラザの事業として行わないこととするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。